

12/6  
吉川

# 介護の危機

## 2021年度報酬改定

(上)

3年に一度の介護報酬改定に向けた議論が、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会で最終段階に入っています。度重なる報酬引き下げで弱り切っているところに、新型コロナ危機が追い打ちをかけ、介護事業所はかつてない危機に立たされています。ところが、厚労省からは介護現場を励ます提案が出てきました。議論のポイントを見ます。

コロナ危機が浮き彫りに も、今回の報酬改定の「五箇条の根拠」の第一に「感染症の基盤のもろさ」。民間調査会社・東京商工リサーチの3日付リポートによると、症拡大や災害時も必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制」を挙げました。この倒産件数が過去最多にならざりとしたとしている。報酬の改定状況によっては、倒産や休業・解散がさらに加速すると警鐘を鳴らしています。

「コロナ危機や続発する大规模災害を受け、厚労省は、非常勤職員での代替を

感染症の流行・災害に備えた計画の策定や研修・訓練、地域住民との連携などを事業所に課すことだけで

さいに、人手不足の現場をいつそう疲弊させる人員・施設基準の緩和を相次いで打ち出しています。

特別養護老人ホームをめぐっては、「個室と共用空間(ツインク)」を備えた「ユニット型」の定員を、1ユニット「おおむね10人以下」から「15人を超えない範囲」に緩和するよう提案。分科会では「絶対に業務過重になる」「一人ひとりの状態に合ったケアを推進する方向性と矛盾する」などの反対意見が出ていま

### いつそう疲弊

同省は、ユニットごとに

常勤者を置くこととされており、ユニットリーダーについても、出産・育児などの事情で欠員が生じる場合実、処遇改善の策は見えてきません。出でるのは、

認めています。

政府の全世代型社会保障検討会議の方針に基づくも

のICT活用を基準緩和

す。

リピングのない「従来型」特養についても、全床への見守りセンサー導入などを要件に、夜勤職員の配置基準緩和を提案。職員1人当たりの受け持ち人数が増えることなど、「夜間帯の負荷が大きくなり、逆に人材確保が難しくなる」との批判が上がっています。

介護分野でのICT(情報通信技術)活用を掲げる「(職員配置緩和の)実証実験」が極めて乏しい」といった批判が多く出ています。この口実にする提案に「ICT機器の活用は、職員の負担軽減が本来の目的だ」と指摘します。

### 安上がり狙う

認知症の高齢者向けグループホームについても、1施設当たりのユニット数の規制を「原則1または2」から「3以下」に緩和。3ユニットの場合、夜勤職員の配当が現行は「ユニット当たり1人で計3人ですが、これを「2人以上」に緩める方向です。

「認知症の人と家族の会」の鎌田松代理事は2日の分科会で、一連の基準緩和案を総合すると「介護現場はさらに苦しくなるのではないか」と指摘。他方で

感染症対策などの新たな責任を課せば、事業所の負担が増し、介護事故や高齢者虐待が増える恐れがあるとし、「断固反対」を表明しました。(つづき)